

京都市告示第 3 7 1号

京都市水路等管理条例第 2 条第 1 号の規定に基づき、農業用水路等の起終点を変更しましたので、同条例第 3 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり告示します。

当該農業用水路等の起点から終点までの経路を表示する図面は、京都市産業観光局において告示の日から 2 週間公衆の縦覧に供します。

令和 3 年 1 0 月 1 3 日

京都市長 門川 大作

(変更する農業用水路等)

整理番号	路線名	旧新別	起 終 点
1	大野廣畑水10号	旧	(起点) 右京区京北大野町廣畑12番地地先 (終点) 右京区京北大野町廣畑11番地の2地先
		新	(起点) 右京区京北大野町廣畑11番地の1地先 (終点) 右京区京北大野町廣畑11番地の2地先

(産業観光局農林振興室農林企画課)